



TMC建設労災情報

Vol. 10

平成28年1月号

発行所：㈱TMC経営支援センター／社会保険労務士法人TMC／TMC行政書士事務所／宇都宮法務行政書士事務所／TMC労働保険組合／TMC司法書士事務所
〒329-3157 栃木県那須塩原市大原間西1丁目10番地6
TEL 0287-67-3023 FAX 0287-67-3024
URL: <http://www.tmc-jinji.com/>
MAIL: info@tmc-jinji.com

新年のご挨拶

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

今年も、TMCは、適正な労働保険管理と労働災害発生時の迅速な対応、様々な情報提供をしていきたいと思っております。

今年も変わらぬご愛顧をよろしくお願い致します。

労働局による一斉監督

北関東4労働局が合同で年末建設一斉監督を実施し、次表の通り発表しました（抜粋）。安全衛生管理と法令遵守に注意しましょう。

実施期間	平成27年12月1日～12月14日
監督指導実施工事現場数	516箇所
労働安全衛生等の法令違反	259箇所（50.2%）
設備の使用停止命令	86件（工事現場数41箇所）
主要違反事項	<ul style="list-style-type: none">・墜落災害の防止に関する違反 : 306件（45.8%）・建設機械災害の防止に関する違反 : 46件（6.9%）・飛来・崩壊災害の防止に関する違反 : 27件（4.0%）・クレーン災害の防止に関する違反 : 21件（3.1%）
主な法令違反	<ul style="list-style-type: none">・玉掛け作業について、無資格者が作業していた。・電動丸ノコの歯の接触予防装置が機能しない状態で使用していた。・張り出し足場を設置していたにもかかわらず、計画の届出がされていなかった。・高さ2メートル以上の足場や開口部について、墜落防止用の手すり等を取り付けていなかった。・作業場に通ずる場所に安全かつ十分な通路が確保されていなかった。・足場について、最大積載荷重の表示がされていなかった。・アーク溶接作業に際して、防じん用マスクを使用させていなかった。

冬期の労働災害防止対策

冬期は、積雪や凍結による労働災害が多く発生します。

次のような労働災害防止対策をとりましょう。(労働局HP参照)

予想される災害事例	防止対策事例
足場からの墜落	<ul style="list-style-type: none">・大雪、強風などの悪天候時には作業を中止する。・手すりにさん、幅木などを設置する。・可能な限り梯子以外の安全な昇降設備を設置する。・防雪ネットなどの設置により雪の吹き込みを防止する。・滑りにくい靴底の靴を着用する。・両手に物を持ったまま昇降しない。
屋根の雪下ろし作業での屋根等からの墜落	<ul style="list-style-type: none">・大雪、強風などの悪天候時には作業を中止する。・保護帽・安全帯を使用する。・安全な昇降設備を設置する。・雪庇(せっぴ)(屋根の上で雪のかたまりが張り出している状態)は屋根から除去せずに地上から除去する。・雪が落下する箇所は立入禁止とする。
建設機械、荷役機械の路肩からの転落	<ul style="list-style-type: none">・作業箇所の事前調査を実施する。・路肩などが確認できるように目印を設置する。・誘導員を配置する。
通路の凍結による転倒	<ul style="list-style-type: none">・囲いの設置により雪の吹込みを防止する。・除排雪、融雪により積雪、凍結を防止する。・滑りにくい靴底の靴を着用する。・ポケットに手を入れたまま歩行しない。・車両からの乗り降り場所を融雪する。・出入口に転倒防止マットを敷く。・夜間は照明設備を設けて明るさを確保する。
たき火等への可燃物の投入による火災・暖房器具による火災	<ul style="list-style-type: none">・たき火などに灯油、ガソリンなどを直接振り掛けない。・火気担当者を選任し、終業時の消火状況を確認する。・火気使用場所に消火設備を設置する。
屋根からの雪・氷柱の落下	<ul style="list-style-type: none">・雪庇、つらはは早めに除去する。・危険箇所への立入りを禁止する。
スリップによる交通事故の発生	<ul style="list-style-type: none">・天候や路面状況を考慮した運行計画をたてる。・安全速度を遵守し、十分な車間距離を確保する。・急ハンドル、急ブレーキをしない。・橋の上、トンネルの出入口、日陰などは速度を落とす。・早めの点灯運転を実施する。